

大月町通学路交通安全及び防犯プログラム
～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成30年10月

大月町通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したこと、また平成30年5月に下校中の児童が殺害されるという事件が発生したことを受け、関係機関と連携して通学路の合同点検を実施し、登下校時の子どもの安全を確保するために必要な対策について協議していくことを目的とします。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策連絡協議会」を設置します。

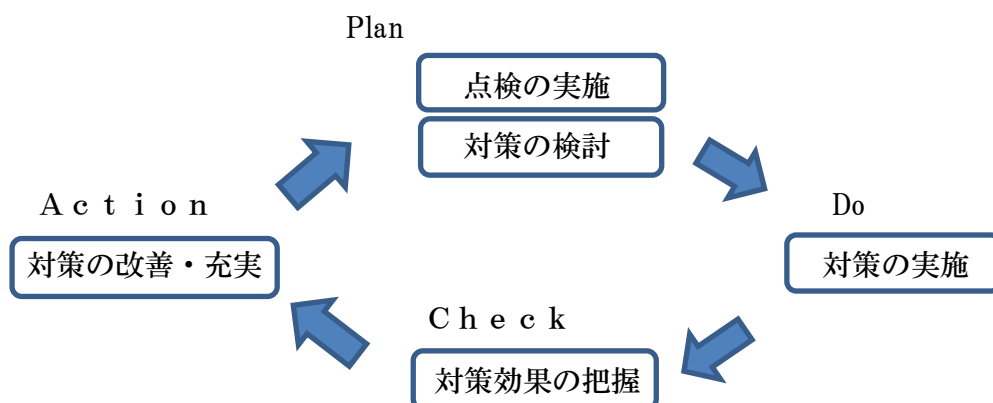
- ・宿毛警察署
- ・幡多土木事務所宿毛事務所
- ・地区長自治会
- ・ムーンポリス
- ・大月小学校
- ・大月中学校
- ・PTA
- ・大月町建設環境課
- ・大月町補導センター
- ・大月町教育委員会

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

〈通学路安全確保のためのPDCAサイクル〉



(2) 定期的な合同点検

学校・保護者等からの情報提供により危険箇所を把握し、1年に1回、6月中に連絡協議会を開催するとともに、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防犯柵設置等のハード対策や交通安全教育等のソフト対策など、また防犯の観点から環境整備・改善等の具体的な対策を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、地域住民や児童等へのアンケートの実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて対策内容の改善・充実を図ります。